

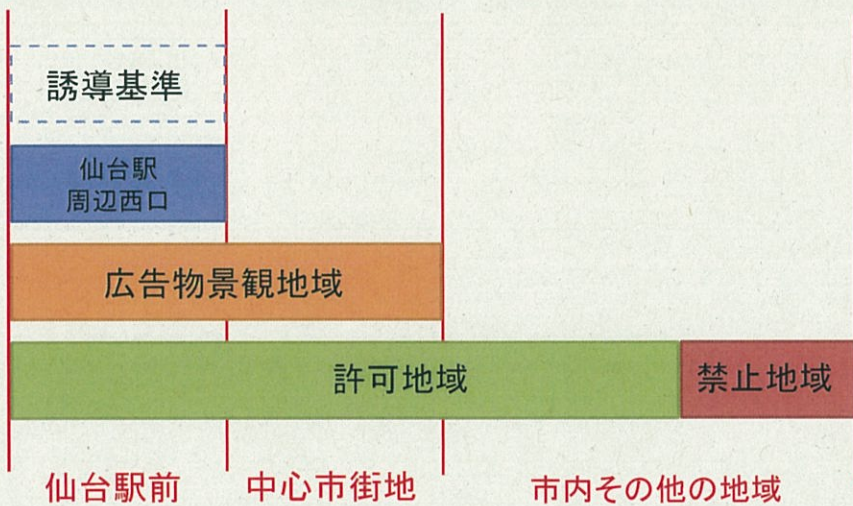
屋外広告物規制のあり方について

～仙台駅前・作並温泉における検討～

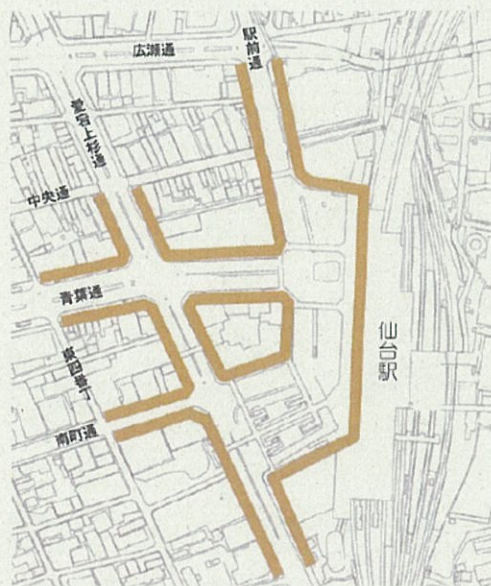
仙台駅前の景観形成方針

- 「杜の都」仙台の国際的な顔となる、魅力的な風格ある景観形成
 - － 青葉通のケヤキ並木と調和した美しい景観形成
 - － 仙台の玄関口として立体的なまとまり感があり、眺望に配慮した景観形成
- 中心市街地の環境にふさわしい、躍動感のある景観形成
 - － 商業・業務施設が集積した活気と潤いのある景観形成
- イベント等と連携した、魅力あふれる祝祭空間としての景観形成

仙台駅前における規制など



3



対象とする区域(ペDESTリアンデッキから見渡せる部分)

4

仙台駅前における規制など

○許可基準

- 市全域の都市計画等をふまえた基準
 - 面積・高さの制限
 - 壁面広告物は設置する壁面積の1/3まで
 - 屋上広告物の高さは10mまで など

+

- 中心市街地、仙台駅前としての基準
 - 高層部(地上高45m以上)は自家用・管理用のみ など
 - 壁面広告物や袖看板の集約化に関する規制 など

※平成21年に指定、原則6年間を経過措置期間に設定

5

仙台駅前における規制など

○誘導基準

- 建物と調和し、バランス良い配置による、すっきりと洗練されたデザインとする
- 色彩は建物外壁色と調和させる、又は彩度を抑える
- 建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけを派手に強調しない
- 窓面には窓貼広告物を設置しない など

6

仙台駅前の現状



7

仙台駅前の現状

- 様々な大きさ・高さの屋上広告物、袖看板により、広告が氾濫している印象を与える



8

仙台駅前の現状

- 鮮やかな色彩の広告物等、建築物と調和していない



9

仙台駅前の現状

- 窓貼広告物が大量に掲出され、
景観を阻害している



10

仙台駅前の現状

- デジタルサイネージが今後増加し、氾濫する可能性がある



11

仙台駅前の現状

- 屋外広告物がケヤキより目立っている



12

仙台駅前の現状

- 様々な大きさ・高さの屋上広告物、袖看板
- 鮮やかな色彩等、建築物と調和しない広告物
- 窓貼広告物の掲出
- デジタルサイネージの増加の可能性
- ケヤキより目立つ屋外広告物

13



現状

14







現状の検証

- ・屋上広告物は大きさや高さの限度は制限できるが、色彩やデザインに関する制限は難しい
- ・壁面広告物や袖看板は、建物単位での集約は可能だが、街並みとしての集約・調整は難しい
- ・窓貼広告は「屋外広告物」に該当せず、制限できない



- ・規制は悪いものの排除には有効だが、良いものの促進にはつながりにくい
 - ・過度の規制は活気や賑わいづくりを阻害する可能性もある
- 規制だけでは限界、異なる取り組みが必要である

21

目指したい広告物の姿

- ・仙台の顔としての風格ある駅前の街並みや、「杜の都」の象徴であるケヤキ並木と調和した広告物
- ・中心市街地の活気や賑わいづくりに寄与する広告物
- ・イベント等において、祝祭空間としての駅前を演出する広告物

22

取組みの方向性

<誘導> 行政による取組み

- 望ましい広告物の増加を促す
 - － 雑居ビルの広告物撤去や集約化に際し、助言を与えるアドバイザーの派遣や、付け替えに対する助成
 - － 優れた広告物や、その設置者に対する表彰

23

- － 専門家による意匠・色彩等を含めた審査
- － 優れた広告物に対する特例許可や許可期間の延長といった特例措置
- － 優れた広告物に係る協定制度等の活用促進（メリットとして許可期間の緩和 3年→6年）

24

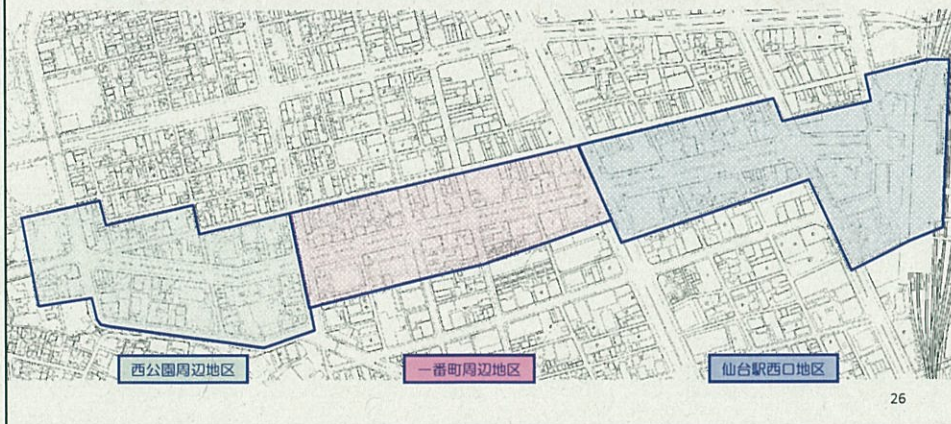
取組みの方向性

＜協働・活用＞地域に係る取組み

- 駅前における広告物を含めた優れた街並みについて、市民の意見も取り入れながら、地元と協働によりルールづくりを行う
 - ※窓貼広告物は景観規制などによる対応
 - ※広告物に係る調査・提案等を行う「景観推進員」の活用
- バナーフラッグなど広告物の活用により、商店街などの賑わいづくり・まちづくりを推進する

25

- 仙台駅～西公園までの青葉通地区において商店街・町内会・地元企業等で構成される「青葉通まちづくり協議会」と、景観・広告物・まちづくりに関するルール（街並み形成ガイドライン）の検討中である



26

作並温泉

景観形成方針

- 四季折々の豊かな自然を楽しめる景観形成
- 落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成

27

作並温泉における規制

規制	景観計画	自然公園法	屋外広告物条例
位置付け	市街地景観 「行楽地ゾーン」	普通地域	禁止地域
概要	周辺の山並みや自然 景観に囲まれた温泉 地・観光地として、自然 と調和した景観形成を 図る	自然の保護保全を図 るべき地域(特別地 域)と一体での風景の 保護を必要としつつも、 農業・林業、その他 一定の産業活動を認 める	自然公園に立地して いることから、良好な 景観の形成・風致の 維持などが特に必要な 地域として、広告物の 掲出を禁止
手続内容	一定規模を超える 建築物・工作物等は 届出が必要	表示・設置しようとする 広告物は 事前届出が必要	自己用・管理用など 最低限必要なものを 除き、原則として 広告物の表示・設置は 許可されない

28

景観計画における 位置付け

- 周辺の山並みや自然
景観に囲まれた
温泉地・観光地として、
自然と調和した景観
形成を図るよう、
「行楽地ゾーン」に
指定されている



自然公園法における 位置付け

- 自然の保護保全を図る
べき地域(特別地域)と
一体での風景の保護を
図りながら、農業・林業、
その他一定の産業活動が
認められるよう、
「普通地域」に
指定されている



屋外広告物条例における位置付け

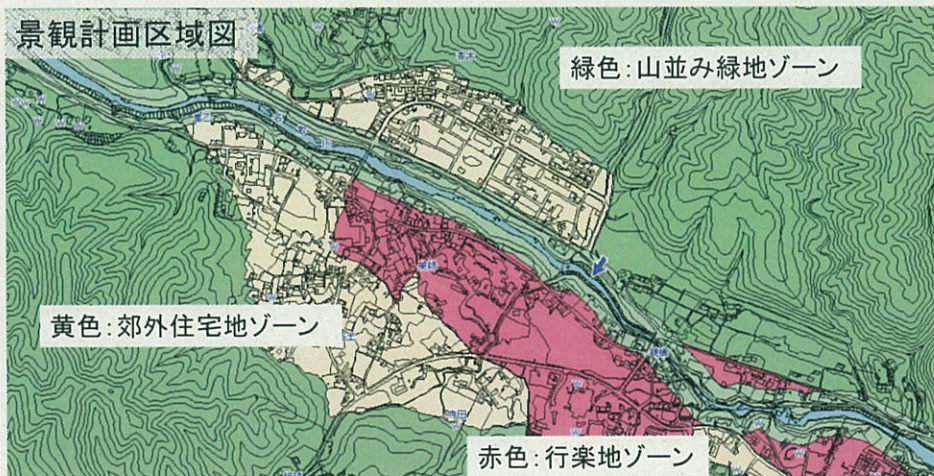
- 自然公園に指定されている区域を、良好な景観の形成・風致の維持などが特に必要な地域として「禁止地域」に指定されている

作並温泉 屋外広告物条例区域図



秋保温泉：景観計画

景観計画区域図



作並温泉と同様に、行楽地ゾーンに指定されている

秋保温泉：自然公園法

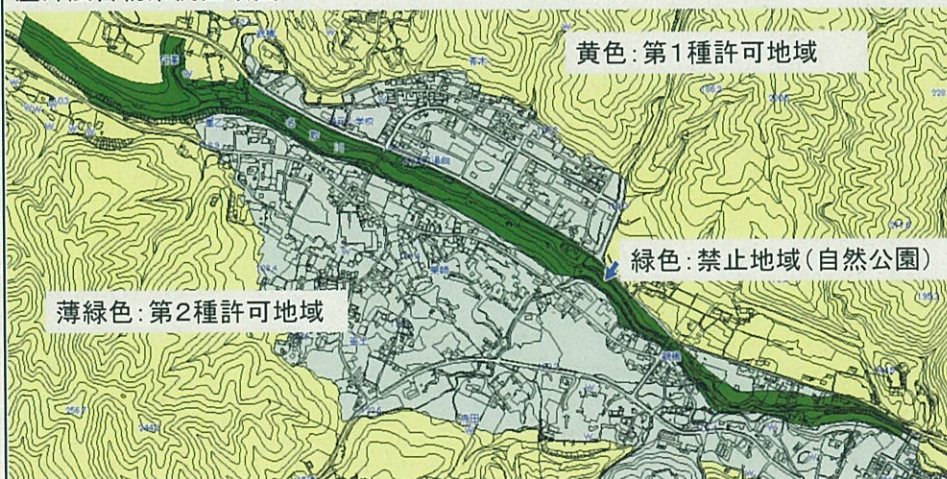
自然公園区域図



川沿いの一部が特別地域に指定されている

秋保温泉：屋外広告物条例

屋外広告物条例区域図



温泉地の大部分が許可地域に指定されている

秋保温泉の現状



35

他自治体における自然公園区域の指定状況

- 東北各県および全国政令市の屋外広告物条例において、自然公園区域内を禁止地域に指定しているのは下記5自治体

○普通地域を禁止地域の対象に指定

- 青森県
- 山形県(用途地域が定められた地域を除く)
- 新潟市

○特別地域を対象に指定(普通地域を除く)

- 福島県
- 熊本市

36

松島

～宮城県内で自然公園区域に指定されている観光地



- 自然公園法では、普通地域に指定
- 宮城県屋外広告物条例では、許可地域に指定

37

作並温泉の現状

- 旅館の名称表示



38

作並温泉の現状

- ・ 旅館の名称表示



39

作並温泉の現状

- ・ 旅館の名称表示



40

作並温泉の現状

- ・ 周辺から目立つ、調和がとれていない色彩



41

現状の検証

- ・ 景観計画や自然公園法では、温泉地・観光地としての経済活動を考慮し、周辺地域とは異なる位置づけになっているのに対し、屋外広告物条例は一律の厳しい規制である
- ・ 周辺環境と調和がとれていない色彩の屋外広告物がある



- ・ 周辺の自然環境に配慮しつつ、ある程度の大きさの広告物の掲出も可能になるようにしたい
- ・ しかし、禁止地域から許可地域へ単純に変更するだけでは、望ましい広告物の掲出に結びつかない

42

目指したい広告物の姿

- ・周辺の豊かな自然環境と、温泉地・観光地としての経済活動を考慮した広告物
- ・四季折々の豊かな自然と調和した広告物

43

取組みの方向性

- ・一律の禁止地域から、作並の自然環境・経済活動をふまえた許可地域への指定見直し
- ・地元との協働による、望ましい広告物の掲出に向けたルールづくり
- ・優れた広告物の掲出に向けた誘導策
 - －助言を与えるアドバイザーの派遣
 - －優れた広告物に対する特例許可や許可期間の延長といった特例措置

44